

令和6年10月分(12月支給分)から

# 児童手当制度が変わります。

▼主な改正点

|                     |        | 改正前                     |                   | 改正後                             |              |
|---------------------|--------|-------------------------|-------------------|---------------------------------|--------------|
| 支給額                 | 3歳未満   | 1万5,000円                |                   | 1万5,000円                        | 第3子以降<br>3万円 |
|                     | 3歳～小学生 | 1万円                     | 第3子以降<br>1万5,000円 | 1万円                             |              |
|                     | 中学生    | 1万円                     |                   | 1万円                             |              |
|                     | 高校生年代  | なし                      |                   | 1万円                             |              |
| 所得制限                |        | あり                      |                   | なし<br>(特例給付は廃止)                 |              |
| 第3子加算(多子加算)の<br>数え方 |        | 0歳～高校生年代を子の人数<br>として数える |                   | 0歳～経済的負担がある大学生年代を子の<br>人数として数える |              |
| 支給回数                |        | 年3回(6月、10月、2月)          |                   | 年6回(偶数月)                        |              |

※高校生年代…18歳に到達した年度末まで/大学生年代…22歳に到達した年度末まで。

▼申請手続きが必要な人 次の①～④のいずれかの条件に該当する人

- ①高校生年代以上の児童のみを養育している
  - ②所得制限により児童手当(特例給付)を受給していない
  - ③経済的負担がある大学生年代の子を養育しており、高校生年代までの児童と合わせて3人以上養育している
  - ④児童手当(特例給付)を受給している人で、認定されていない高校生年代の児童がいる
- ※制度改正にかかわらず、養育している児童の人数が変わった場合などの届け出は必要です。

▼申請に必要な書類 ①か②の人…児童手当認定請求書、③の人…監護相当・生計費の負担についての確認書、④の人…額改定請求書(児童と住所

が異なる場合は別居監護申立書も必要)

▼申請方法 郵送または窓口にて申請

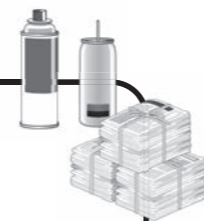
※公務員は勤務先に申請

▼申請期限 11月8日(金・当日消印有効)

※申請期日を過ぎた場合、制度改正後の初回支給日(12月10日<火>)には支給されませんが、令和7年3月末日までに申請することで、令和6年10月分からの手当が支給対象となります。 ※制度改正で必要になった申請に限ります。

申請者となる人や申請先など詳しくは、市ホームページでご確認ください。

■問い合わせ・申請先 こども家庭課家庭給付係(市役所1階、〒036-8551、上白根町1の1、☎40-7039)



10月  
から

一部エリアの

## 「大型ごみ」と「新聞・危険ごみ」の収集日を変更

▼対象

分別収集日程表の右上の番号が **No.4** **No.6** **No.7** の地区

▼変更後の収集日

**No.4** 第1木曜日=新聞・危険ごみ/第4木曜日=大型ごみ  
**No.6****No.7** 第1水曜日=新聞・危険ごみ/第4水曜日=大型ごみ

※対象の令和6年度分別収集日程表は変更内容が反映されたものです。なお、大型ごみは10月のみ、従来どおりの日程でも臨時に収集します。

■問い合わせ先 環境課(☎35-1130)

定期予防接種を  
秋から開始します

## 新型コロナワクチンの予防接種

※8月29日時点の情報

▼対象 次の①か②に該当する人

①65歳以上の人/②60歳～64歳で心臓、腎臓、呼吸器および免疫機能に障がいがある人(内部障がい1級)

▼自己負担額 3,000円(生活保護受給者は無料)

▼注意事項 接種回数は1回で、接種券は使用しません。使用するワクチン、接種期間および指定

医療機関は決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

なお、対象ではない人が接種する場合や、対象であっても接種期間外や指定医療機関以外で接種する場合は、任意接種(全額自己負担)となります。

■問い合わせ先 健康増進課(☎37-3750)



申請期限

9月25日(水)

## 弘前市物価高騰支援臨時調整給付金

の手続きを忘れずに

対象となる人には7月12日付で確認書を送付していますので、内容を確認の上、郵送かオンラインで期限までに申請の手続きをしてください。給付金の概要は、広報ひろさき7月1日号の4ページまたは、市ホームページでご確認ください。 ※郵送の場合は当日消印有効。期限内に申請しな

い場合は、給付金の受け取りができなくなりますので、ご注意ください。

■問い合わせ先 弘前市物価高騰支援臨時調整給付金コールセンター(☎0120-11-3326、午前8時30分～午後8時、11月29日<金>まで開設)

10月スタート

ちょっとだけ

## 市公式LINEの機能を紹介!

■問い合わせ先 広聴広報課(☎35-1194)/情報システム課(☎35-1133)

Q. 市公式LINEで何ができるの?

A. 市公式LINEに「友だち登録」をすると、防災情報、イベント情報、暮らしの情報など、まちの最新情報をプッシュ通知で受け取ることができます。ごみの分別を対話形式で調べたり、身の回りの危険を市に通報したり、各種申請手続きができるなど、便利な機能も利用できます。

皆さんが特によく利用する行政サービスをわかりやすくメニュー表示し、知りたい項目を選ぶだけで情報にたどり着ける仕組みになっています。

Q. どうしたら利用できるの?

A. 広報ひろさき10月号や市ホームページなどでお知らせします。

※今回掲載している機能の仕様や内容は、運用開始までに変更する場合があります。

Q. 自分に必要な情報だけ受信できますか?

A. できます。受信設定を行うことで、自分が欲しい情報だけを受信することができます。受信設定はいつでも変更可能です。

◎受信設定のイメージ

- 防災
- イベント
- 福祉
- 子育て
- 健康
- 農業

・居住地  ●●地区

・年代  40代

受信したい分野にチェック!

居住地や年齢などに  
応じた情報だけ  
を受信できます。